



菜の花

# 京洛会計だより

発行人  
 税理士 大塚 俊 宏  
 税理士 杉本 高 男  
 税理士 林 剛 史  
 事務所 〒604-8106  
 京都市中京区御池通堺町東南角  
 吉岡御池ビル902号  
 TEL (075) 213-1944(代)  
 FAX (075) 213-1946

## 3月の税務と労務

3月

(弥生) March  
 21日・春分の日

- 国 税/平成21年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日
- 国 税/個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税/贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税/2月分源泉所得税の納付 3月10日
- 国 税/個人事業者の21年分消費税の確定申告  
3月31日
- 国 税/1月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 3月31日
- 国 税/7月決算法人の中間申告 3月31日
- 国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の  
中間申告 (年3回の場合) 3月31日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税  
 (事業所税)の申告 3月15日

**ワンポイント**  
**事務次官と事務官** 全省庁の事務次官が集まり閣議提出案件を調整していた事務次官会議が昨年9月に廃止されています。官僚のトップである事務次官に対し官僚機構の末端に位置するのが事務官。一字入るか入らないかで天と地ほどの差がありますが、「次」の文字があるので事務次官の方が官職が下と思う人も中にはいるようです。

## 預託金制ゴルフ会員権に関する課税関係

**Q** 現在、会社と社長個人の双方で預託金制ゴルフ会員権の取得を検討しています。

取得、売却、ゴルフ場が倒産した場合の課税関係は、どのようになるのでしょうか。

**A** 預託金制ゴルフ会員権は、預託金返還請求権と優先的施設利用権(プレー権)から構成されており、税務上は資産として取り扱われます。以下で、ご質問のそれぞれの場合の税務上の取り扱いを説明します。

- 1. 取得した場合**  
**【法人】** 入会金、預託金は会員権勘定等の資産に計上し、年会費は原則として交際費に計上します。  
**【個人】** 入会金、預託金は資産の取得費となり、年会費は家事費となります。

- 2. 売却した場合**  
**【法人】** 売却益が生じた場合は益金に算入、売却損が生じた場合は損金に算入します。  
**【個人】** 譲渡益が生じた場合は譲渡所得として総合課税の対象になります。譲渡損が生じた場合は他の所得と損益通算ができません。なお、譲渡者が青色申告書を提出する場合は、損益通算後の純損失について繰越控除制度や繰戻還付制度が適用されます。

- 3. ゴルフ場が倒産した場合**  
**【法人】** 倒産により、プレー権が無くなった場合には預託金返還請求権のみが残りますが、これは税務上の貸金には該当しませんので、貸倒引当金の設定はできません。ただし、破産宣告以後は、破産債権としての金銭債権に変更されるため、貸倒損失及び貸倒引当金の対象債権として扱うことができます。  
**【個人】** 倒産後に会員権を譲渡しても、預託金返還請求権の譲渡とされ譲渡所得の基となる資産に該当しないため、損失を他の所得と損益通算することはできません。

## 所得者が2人以上いる場合の扶養控除の取扱い

**Q** 当社の従業員Aは共働きで、妻は別の会社に勤務しており、小学生の2人の子供がいます。長男をAの扶養親族とし、長女を妻の扶養親族とすることはできますか。

**A** 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載された内容により、判断することになります。

したがって、長男をAの扶養親族に、長女を妻の扶養親族にする場合には、その旨を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」をそれぞれの勤務先に提出すれば認められます。

このように、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合には、同一人を重複して申告しない限り、どの所得者の扶養親族等としても差し支えありません。

**新規に消費税課税事業者になった場合の期首棚卸資産**  
**問** 免税事業者から課税事業者になった場合、期首棚卸資産は仕入税額控除でできますか。  
**答** 消費税免税事業者が課税事業者になった場合には、期首棚卸資産についての仕入税額控除が認められます。

なお、棚卸資産に関する税額調整は、「原則課税」の場合についてだけ適用されるものであり、課税売上高から、みなし仕入率を適用して税額計算する簡易課税制度には、期首棚卸資産についての税額調整は認められません。  
 また、税額控除の適用を受ける場合には、棚卸資産の明細を記録した書類を保存することが義務付けられ、7年間保存しなければなりません。